

令和 3 年度

税制改正に関する要望書

令和 2 年

一般社団法人 日本自動車部品工業会

会 長 尾 堂 真 一

【はじめに】

一般社団法人日本自動車部品工業会は、昭和 44 年（1969 年）8 月に発足し、令和 2 年（2020 年）10 月 1 日現在では自動車部品の製造を営む企業など 424 社で構成されており、そのうち中小会員企業が約 5 割です。

国内の自動車部品産業は、製造出荷額で 35.1 兆円（全製造業 319.0 兆円の 11.0%）、就業人口で 68.6 万人（全製造業 752.6 万人の 9.1%）を占め（経済産業省「平成 30 年工業統計調査」）、産業波及力（2.44）も全産業平均（1.82）を大幅に上回っており（令和 2 年 3 月経済産業省「延長産業連環表からみた我が国経済構造の概要」）、日本経済を支える重要な産業の一つです。なお、自動車産業内における位置付けを見ても、製造出荷額で 57.8%、就業人口で 75.2%を占めています。加えて、素形材業界など幅広いサプライチェーンに支えられており、サプライチェーン全体で付加価値を高め、競争力を強化していくことが日本の自動車部品産業の競争力の源泉であると認識しています。

海外にも積極的に進出し、部工会会員企業全体で 2050 の海外生産拠点を有し、売上高も 18.3 兆円に達する（平成 31 年 3 月末現在、部工会「海外事業概況調査」）など、世界の自動車産業を支えています。

しかし、新型コロナウイルス感染症拡大により、世界中の自動車生産を含む経済活動に多大な影響を及ぼしており、我々自動車部品工業も非常に厳しい経営環境に直面しています。

このような厳しい経営環境の中で、日本の自動車産業は、国内でのモノづくり基盤をしっかりと守っていくことが重要です。また、CASE と呼ばれる産業構造の大変革期の中で、パワートレインの電動化や自動走行技術に関連した新しい部品の開発、これまで築きあげてきた自社のコア技術の付加価値を高めるには、積極的な研究開発投資や IT・IoT などの DX 投資の取組みが必要と考えています。

加えて、日本の自動車産業のサプライチェーンを力強く支えている中小企業の競争力を維持し、その役割を確実に継続していくためには、地域に根付いた事業をおこなっている中小企業の経営基盤強化や事業承継の推進のための支援が必要です。

また、自動車業界で長年要望している「自動車関係諸税の簡素化、負担軽減等」については、依然として自動車ユーザーの多くは自動車に係る税金の負担を感じているとの声が多くあり、自動車関係諸税の簡素化や抜本的な見直しによって自動車ユーザーの負担軽減を促進することが重要です。

このようなことから、令和 3 年度の税制改正に関する要望の実現に向けて、格別のご高配を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

【重点要望項目 1】

〔1〕自動車関係諸税

コロナ禍で苦境に喘いでいる多くの中小サプライヤーが、再び活力と競争力を取り戻すためには、産業活動の源泉となる国内市場活性化が不可欠であり、令和3年度税制改正において、高すぎる自動車ユーザーの税負担軽減を実現されたい。

(1)取得時にかかる税負担の大幅な軽減

厳しさを増す国内市場を活性化させるためにも、購入時の過重な税負担を軽減されたい。

- ①自動車税・軽自動車税の環境性能割の凍結等、特段の措置
- ②購入時の自動車税の月割課税廃止等

(2)エコカー減税は対象を限定せずに期限を延長すべきであり、増税には反対

購入時に支払う「自動車重量税のエコカー減税」期限到来による見直しは、自動車ユーザーが幅広い車種から購入できるよう、対象を絞り込むことなく延長すべきであり、増税となる見直しには反対。

(3)環境変化も踏まえた中長期的な税制抜本見直し

今後の新たなモビリティ社会(電動車拡大や MaaS、自動運転等)に 相応しい税体系について、自動車ユーザー以外も含めた新たな受益と負担の再構築や、保有時を含めた自動車ユーザーの税負担軽減と簡素化に向けた検討を行うなど、税制を抜本的に見直しされたい。

【重点要望項目 2】

〔2〕中小企業税制の延長、拡充

日本の自動車産業の強みであるサプライチェーンを支えている中小企業の競争力を維持するためには、中小企業の経営基盤の強化、設備投資等への支援、円滑な事業承継の推進は不可欠であり、中小企業税制の延長、拡充を図られたい。

(1)中小企業の法人税の軽減税率の適用範囲の拡大

中小企業の法人税の軽減税率の特例措置の適用範囲（現行は所得金額 800 万円以下）を拡大するとともに、令和 3 年 3 月末までの特例措置の適用期限を延長されたい。

(2)中小企業等関連税制の延長

中小企業等は生産性・付加価値を向上するためには継続的な設備投資が不可欠であり、令和 3 年 3 月末で適用期限の到来する中小企業等関連税制を延長されたい。

①中小企業経営強化税制の延長

中小企業等経営強化法に基づく一定の設備投資導入した場合に即時償却又は税額控除が選択適用

②中小企業投資促進税制の延長

一定の機械装置等を導入の導入した場合に特別償却又は税額控除が選択適用

③中小企業防災・減災投資促進税制の延長

一定の事業継続強化設備等を導入した場合に特別償却が適用

【重点要望項目 3】

〔3〕欠損金の繰戻し・繰越し制度の拡充

(1)欠損金の繰戻し還付制度の対象範囲の拡充

コロナにより先行きが不透明な中で、業績が大幅に悪化する状況を超え、持続的な成長に繋げていくためには、時限的に資本金 10 億円以下の企業も利用可能となった欠損金の繰戻し還付を資本金 10 億円超えの企業にも拡大されたい。

(2)欠損金の繰越控除制度の拡充

欠損金の繰越控除限度額（現行 50%）を上げるとともに、繰越期間は米国並みの 20 年程度に延長されたい。

【重点要望項目 4】

〔4〕研究開発税制の拡充、延長

コロナ禍において厳しい経営環境が続く中でも、CASE 等の自動車を巡る技術の革新競争は激化している。日本の自動車部品企業が競争力を維持・強化していくためには、国内で最先端の研究開発や設備投資を継続・拡大していくことが益々重要になっており、国際水準と同等以上の研究開発税制の拡充を図られたい。

(1)研究開発税制の総額型控除上限を法人税額の 30%に拡充されたい。また、研究開発費の繰越控除制度の創設をお願いしたい。

(2)現行、資本関係 25%未満に限定されている共同試験研究の対象要件を緩和されたい。

また、ベンチャー企業との共同試験研究にかかる費用については、控除率を現行の 25%から 30%に拡充されたい。

(3)研究開発税制に係る事務手続き、特に、オープンイノベーション型について、一層の簡素化・明確化を図られたい。

(4)令和 3 年 3 月末で期限切れを迎える、①総額型における控除率 10%超 14%までの部分、②売上高試験研究費割合 10%超の場合の控除上限上乗せ措置及び控除率の上乗せ措置を延長されたい。

【重点要望項目 5】

〔5〕国際課税制度の見直し

(1)外国税額控除制度の拡充

外国子会社からの配当に係る控除限度超過額及び控除余裕額の繰越期間繰を米国並みの10年に拡充されたい。

外国税額控除の限度額は試験研究費控除等の特別控除後の法人税をベースにしているため、納税した外国法人税を控除しきれない場合は二重課税の状態となるため、外国法人税を全額控除できるように特別控除前の法人税をベースにするか、別枠で外国税額を控除できるよう見直されたい。

更に、相手国の租税条約適用手続きが煩雑な場合は、相手先の協力が得られないことがあるため、租税条約を適用した源泉税率を超過した部分についても、控除対象として認めていただきたい。

(2)受取配当金益金不算入割合の引上げ

外国子会社からの受取配当金における益金不算入割合を100%に引き上げられたい。

【重点要望項目 6】

〔6〕デジタル化促進のための税制度（DX 税制）の創設

デジタル化による企業の競争力向上、リモート化等の働き方の変革を進めるべく、DXに資するソフトウェア（SaaS（Software as a Service：クラウドを介して提供するソフトウェア）等の利用を含む）及び機械、装置等を含めた投資に関する税制を創設されたい。

【重点要望項目 7】

〔7〕地域未来投資促進税制の延長

地域を活性化し成長していくためには、地域の強み（産業集積、技術、人材等）を強化していくことが重要であり、令和3年3月末に適用期限の到来する地域未来投資促進税制を延長されたい。

【その他要望項目】

〔1〕企業の事業活動に関連する要望

1. 法人所得税の実効税率の引き下げ（制度の見直し）

我が国の自動車部品産業の国際競争力を強化するためには、法人実効税率を少なくとも国際水準である 20%程度までに引下げられたい。また、法人実効税率の引下げの財源確保のための、法人事業税の外形標準課税の強化は、企業の業績に関係なく、給与総額や事業規模等に応じて課税されるもので、企業の租税負担を軽減して将来の国際競争力を確保することへの足枷になる懸念があり、更なる課税強化は避けられたい。

2. 事業所税の見直し、撤廃（制度の見直し）

事業所税は、一定の条件以上（人口 30 万人以上等）の自治体において、従業者支払給与総額（所得割）と事業所床面積（資産割）に応じて課されるため、企業の担税力や経営状況にかかわらず課税され不公平感がある。また、資本金 1 億円超の企業は、課税標準が外形標準課税と重複していることから更に過剰な負担となっており、事業所税の見直し、撤廃されたい。

3. 固定資産税・都市計画税等の減免（制度の見直し）

コロナにより企業業績が大幅に悪化する中で、大規模な土地を保有する企業にとっては、固定資産税・都市計画税等は大きな負担であり、中小企業同様に減免措置を講じられたい。

4. 国内法人の受取配当金益金不算入制度の拡充（制度の拡充）

二重課税排除の観点から、出資比率に関係なく、法人の受取配当金は全額益金不算入とされたい。

5. 「賃上げ・生産性向上のための税制」の適用要件の緩和、見直し（制度の見直し）

平成 30 年度に創設された「賃上げ・生産性向上のための税制」は、企業の厳しい経営状況に鑑みると、その適用要件が厳しいため活用が難しく、適用要件（「要件 1：継続雇用者給与等支給額が前事業年度比で 3%以上増加」かつ「要件 2：国内設備投資額が償却費総額の 9 割以上」等）を緩和や雇用維持の観点からの要件の追加等を検討されたい。

6. 法人事業税の損金算入継続（制度の継続）

税制改正検討課題として、法人事業税の損金算入廃止が検討されているが、廃止により当税分の国際課税ベースが増加し、二重課税となる懸念があるため法人事業税の損金算入は継続されたい。

7. 印紙税の見直し（制度の見直し）

昨今の企業間取引において電子商取引、ペーパーレス化が進展し、今後も「電子手形決済取引制度」の普及が予想される中で、紙面による契約書等によりのみ課税する印紙税は合理性がなく、公正性等の観点から印紙税を廃止されたい。

8. 償却資産に係る固定資産税の廃止、少なくとも償却資産に係る最低限度額の撤廃（制度の見直し）

企業の税負担の軽減並びに管理負担（帳簿上も国税/地方税で煩雑な二重管理が実態）の軽減、事務手続き簡略化等の観点から、償却資産に対する固定資産税は廃止されるか、少なくとも償却資産に係る評価額の最低限度額（5/100）を法人税と同じく1円まで引き下げられたい。

9. 役員給与の損金算入制度の見直し（制度の見直し）

役員給与（報酬及び賞与）は、期初に届け出た金額の範囲までの損金算入しか認められていないため、業績等により期中に支給額が変動する場合は職務執行の適正な対価であっても損金算入することができない。役員は業績に応じて給与を変動させるのが一般的であり、恣意的にその額を変動させ法人税負担を回避する場合を除き、原則として損金算入を認めていただきたい。

10. 減価償却方法の定率法・定額法の選択適用の継続（制度の継続）

今後、全ての固定資産の減価償却方法について、定額法に一本化する等の議論があるが、定率法が廃止された場合、減価償却の初期段階での計上が縮小する為、投資コストの早期回収の阻害も考えられることから、今後も定率法・定額法の選択適用を継続されたい。

[2]海外展開に関連する要望

1. 移転価格税制の見直し（制度の見直し）

（1）二重課税の回避

- ① 二重課税防止のために当事者間の事前合意を成立要件とすることを条約化されたい。
- ② 外国政府の規制等により利益の移転・送金に制限がある場合には、移転価格税制の適用を行わないようにされたい。
- ③ 当該制度の対象となる国外関連者の定義（現行出資比率50%以上）を50%超に見直されたい。
- ④ 未締結国との租税条約締結、APA（事前確認制度）・対応的調整条約等実効性を担保する制度を整備されたい。
- ⑤ APA（事前確認制度）/相互協議合意後の、過年度所得の進行年度での一括修正を認めら

りたい。

（２）移転価格税制度適用の透明性、公平性確保

移転価格税制適用に関する調査、課税執行等に対する企業の検証責任（例えば、海外子会社の高利益率の背景にある事実の確認、親子間の機能・リスク分担の状況、比較可能性の検証など）は過重であり、対応のためのコスト負担も重い。移転価格課税の適用においては、具体的に「どうなったら問題か」が納税者にもはっきりわかるような制度の透明性、公正性確保をお願いしたい。

２．ＢＥＰＳ（税源浸食と利益移転）導入への対応（制度の創設）

- ① 欧州委員会の国別報告書開示指令案では、売上高や税引前利益等の国別報告書内容を企業のウェブサイトで一般向けに５年間公表させることを検討している。本情報は営業機密であり、あくまで税務目的で税務当局に提出すべきものとするよう、関係国との調整をお願いしたい。
また、本来の目的である国際課税の公平性確保に立ち返り、一方的な課税の強化や二重課税の増長に繋がらないよう、運用に際しては十分配慮されたい。
- ② ローカルファイルは、現行作成基準では多くの海外拠点がその対象となり、かつ、国別報告書との記載事項の重複により企業の負担が大きいため、ローカルファイル作成基準の緩和（例えば、別表17-4 営業利益率が一定以上の拠点に限定等）や廃止の検討をお願いしたい。
- ③ OECDのBEPSプロジェクトに基づいて改正がなされた特定多国籍企業グループにおける事業概況報告書（マスターファイル）について例示集を示して頂きたい。合わせて、移転価格ポリシー、CbCレポート、ローカルファイルについても例示集を示していただきたい。

３．外国子会社合算税制（タックスヘイブン対策税制）における合算課税の判定基準となる租税負担率の見直し等（制度の見直し）

タックスヘイブン対策税制の判定においては諸外国の法律税制引下げにより「20%未満」が軽課税とは言えなくなる状況であり、合算課税の判定基準となる租税負担率を引下げる（例えば15%程度まで）とともに、申告要件の見直し等の検討もお願いしたい。

４．技術者派遣に関する日中租税条約の解釈の透明化及び合理的な運用（制度の運用見直し）

中国当局のPE課税（恒久的施設勤務者に課せる税）の運用が突然変更され、また、課税根拠となる日中租税条約の解釈及び運用が日本側には不透明であるため、日中間で運用変更の理由の明確化、解釈の透明化及び合理的な運用に向けた迅速な協議を行われたい。

また、日本側の外国税額控除部分の申請書作成に関するガイドラインを検討・整備されたい。

〔3〕税制手続、運用等に関連する要望

1. 地方税の申告・納税・還付方法の簡略化・標準化等（制度の見直し）

(1)地方税の申告・納税・還付方法の簡略化・標準化

全国に多くの工場等の事業所を有する自動車部品企業にとっては、都道府県・市町村単位での対応を求められる地方税の申告・納付・還付の手続きは煩雑である。また、自治体毎に様式が不統一な場合もあり、それぞれに個別に対応することは企業にとって大きな負担となっている。地方税の納付に際しては、本社所在地都道府県・市町村等に一括納付できるようにするなど、手続きの簡素化、効率化を進めていただきたい。

(2) e-Tax（国税電子申告・納税システム）機能の充実

e-Tax では、国税庁の仕様に準じて作成されていない書類（Word や Excel などで作成している明細書やイメージデータ）等は、e-Tax で送信可能なデータで再度作成したり、別途税務署に持ちこちする必要があるなど、企業にとっては大変負担が高い。e L-Tax（地方税ポータルシステム）では、既にこれらの資料の添付機能を有していることから、e-Tax においても同様の機能を充実し、企業の事務負担の軽減を図られたい。

2. 外形標準課税制度の簡略化（制度の見直し）

外形標準課税制度について、税額を算出する基となる課税標準が複雑で、納税者に過大な事務負担となっている（例えば、付加価値割の報酬給与額は、会計ベース→課税ベースへ修正が必要）ため、手続きの簡略化を図られたい。

3. グループ法人税制の見直し（制度の見直し）

100%グループ内法人間の譲渡取引の損益繰延に係る事務手続きが極めて煩雑（対象となる資産の抽出、個社・グループの税金計算、対象資産の管理等）となっており、また、100%グループ内の法人間の寄附金が損金不算入とされる等、企業集団強化に当たっての障害となることが懸念される。企業集団の活力増進に資するよう制度の見直しを検討されたい。

4. 消費税端数処理の見直し（制度の見直し）

2023 年 10 月より施行される適格請求書等保存方式のうち、消費税額の端数処理を一請求書の税率毎に行うこととなっているが、業務プロセスやシステムの見直し等に多大な労力と時間を要するため、事業者の実態を踏まえた見直し、例えば、一取引ごとの端数調整との選択式などの措置を検討いただきたい。

5. 電話加入権やゴルフ会員権等の損金算入（制度の創設）

非減価償却資産である固定電話の電話加入権やゴルフ会員権は、現在の流通価格の水準等を踏まえると評価損は顕著である。財務会計にて合理的で公平・適正に処理をされた電話加入権やゴルフ会員権等については、税法上、損金算入を可能とされたい。

以上